

アメリカの民事訴訟制度を形成する 5つの要素

Five Forces That Shape The American Litigation System

ポール・アレグザンダー*

Paul Alexander

(弁護士)

山城 崇夫**・秋田 知子 訳***

本日のパネル・ディスカッションの目的は、アメリカと日本における訴訟手続き－民事紛争を解決し判決を下す手続き－を比較することである。私は25年以上もの間、アメリカの訴訟手続きを仕事の種にしているので、私はこれに限って述べることにする。

周知のように、アメリカの法律制度は強力で、アメリカ人はこの制度に多大なエネルギーとリソースを投入する。アメリカ人の法律や法律制度に対する著しい関心は、ここ25年以上、アメリカの弁護士や法律制度についての映画やテレビ番組、およびベストセラー本を書いた有名な著者の登場まで含めて、著しく増大している。

アメリカの法律制度における発展を示す一つの現象が、私が開業しているカリフォルニアで見られる。私はカリフォルニアの弁護士資格をとり、1972年に開業した。私はカリフォルニア州でライセンスを取得した弁護士としては49997番目の弁護士である。ここ25年、カリフォルニアは15万人以上の新人の弁護士を加えてきた－この25年間で増えた弁護士の数は、カリフォルニアの法律制度の歴史が始まってからの弁護士の数の約3倍を超える－。当然、弁護士数の増大は、訴訟事件数の増大、及び原告・被告がこれに投入するリソースの量の増大に伴って増える。確かに、依然として提訴しない多くの人や提起されない多くの潜在的事件があるということも否定できない。しかし同時に、この25年間、民事訴訟件数が着実に増えているというのが私の実感である。そして、この増大は時折停滞するとはいえ、より長期的な視野で見れば、訴訟事件数の増大、訴訟における係争額の増大、及び弁護士報酬の観点から見た訴訟に要するコストの増大の傾向が見られる。そこで、アメリカ人が法律制度から受け取る利益がそれに投入した巨大な投資に釣り合ったものになっているか否かを問題として提起することが重要である。

アメリカの生活及びアメリカの経済、さらにはアメリカの政治がいよいよ重要な役割を占め

* ヘラー・アーマン・ホワイト&マコウリフ法律事務所において、法廷実務および製造物責任を担当。

** 桐蔭横浜大学法学部教授

*** 桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程在学。

訳注：本稿は、1998年6月27日桐蔭横浜大学法学部法律シンポジウムのために用意された文書を訳出したものである（この文書の所蔵は山城崇夫）。シンポジウムでは、本稿の一部が要約して紹介された。

るようになっているので、私はアメリカの訴訟制度を形成している五つの要素を私の弁護士としての経験から論じることにしよう。これらの五つの要素は、すべての国々の法律制度の中に同じように存在するとは限らない。アメリカでは、これらの要素が紛争解決の制度として機能しますます拡大している。

1、民事訴訟の開始は容易で安価である。

まず第一は、アメリカの法律制度では、民事訴訟を開始するのは簡単で容易であるという要素である。この容易さは、今日、アメリカでは何ら不思議なことではない。民事訴訟を開始する費用はかなり安い—通常提訴手数料は200ドル以下で、この費用は原告弁護士によって立て替えられることが多い。民事訴訟は訴えの提起と訴状送達で開始され、訴状は単に主張に係る請求それ自体と若干の事実を記載したものにすぎない。アメリカ人は、民事訴訟を提起することが社会的な恥になるとは考えない。むしろ、多くの市民は民事訴訟を起こすことは当然の権利と考え、弁護士は現在ではそのサービスを広告し、人々に権利主張が正当かどうかを確かめるために弁護士に相談するよう働きかける。これは、アメリカ人の多くがその生活にかかわる多数の問題—ある人はほとんどすべての問題であるという—を解決するために法律制度に頼ろうとする傾向に導いている。そして民事訴訟は、昔から十分に機能しているのである。

民事訴訟の多くが、はじめに提起された時、くだらなく見えたとしても、アメリカの裁判所はこれらの民事訴訟についても本案について決定するのを許すというのが自然な傾向である。立証のないところに権利はないと考えられるので、私たちはこれが真実であると確かめるために莫大なお金を使う。したがって、アメリカでは、原告が被告の文書についてディスカバリー（証拠開示）を求めるまで、最初の段階で訴えを却下することはほとんどない。このディスカバリーの権利については後で述べることになる。アメリカの裁判所は、法廷を利用して法的救済を求める者については何人であろうと大きな尊敬をもって扱う。今日、世界の人々がアメリカで持ち上がっている深刻でやっかいな問題を知っている。アーカンソー州の元職員が、アメリカ合衆国大統領を相手取って、きわめてやっかいな請求をこしらえて訴えを提起した。アメリカ合衆国最高裁判所は、大統領が在職中で出席しなければならない数多くの極めて重要な仕事がある間でさえ、この訴訟を進めてよいと判示した。最高裁判所は、大統領は普通のアメリカ人と同様、被告として応訴できないほど忙しくもなく、重要でもないと判示した。その訴訟は数ヶ月も係属し、アメリカ合衆国大統領の証言録取書を含むディスカバリーが許された。これはアメリカ人が提訴権について異常なほど強い感情を有していることを示す好個の例である。

2、アメリカの弁護士報酬制度

第二の、そしてアメリカの訴訟に影響を与えており格段に重要な要素は、強力な経済的誘因が我々の制度に組み込まれ、訴訟提起を奨励していることである。これらの誘因は、トライアルで和解するか、または訴訟で勝訴した場合に弁護士が収入を得ることができる大きな報酬にある。民事訴訟の大半は、和解によって解決されるので、この経済的誘因が常に働くことを意味する。なぜなら、和解は一般に、原告の弁護士に対する多額の支払いがなければ成立することができないからである。原告の弁護士が報酬を得る方法は色々あるが、最も一般的な方

法は、勝訴した原告の弁護士が獲得した財産の 25 %から 49 %までの割合で報酬を受けとる「全面成功報酬」（コンティンジェント・フィー）である。この方法のもとで、弁護士は通例、訴訟に要する費用を立替え、その結果に大きな利害をもつ。たとえば、カリフォルニアでは、原告の弁護士はボーナス—これは、公共利益訴訟の場合、通常の報酬に「倍数」をほどこした報酬—を支払われる。事実、カリフォルニアでは、数多くの訴訟において、このような支払いが、法律上の権利にまで高められている。

等しく重要なものとして、アメリカでは、被告は、通例勝訴しても、その弁護士費用を取り戻す権利はないという点がある。従って、原告は提訴の誘因を強くもつ。報酬は、勝訴した場合でも敗訴した場合でもしばしば高額であり、主要なコストは弁護士の時間への支払いである。原告は相手方の弁護士費用を支払う必要はない。原告は訴訟のコスト、たとえば提訴手数料、及び証言録取書の写しの費用等を支払わなければならないだろうが、これらは比較的少額で、実務ではこれらの費用は、原告が敗訴し、上訴放棄の合意があれば、取り立てられないことが多い。

つまるところ、アメリカの法律システムは、訴訟提起を強く奨励する強力な経済的誘因を組み込んでいるのである。これらの経済的誘因が変わらない限り、そしてその変化がまもなく生じるということを信じるだけの重大な理由がない限り、アメリカではいつも訴訟の数は大きなものになるだろう。

3、ディスカバリー

アメリカにおいて、訴訟を形作る第三の要素は、ディスカバリーの広範囲な権利である。カリフォルニア及び連邦法ではディスカバリーの権利は、柔軟に解される。相手方の文書や記録一個人的な文書や記録できさえ一の中に何があるかを発見するというこの権利については、色々な洞察が許されるが、私は現在あるがままのアメリカの法律制度を最も特徴づける唯一のものだと考えて間違いはないと思う。アメリカにおける訴訟に要する時間と費用を説明するもの多くの中にディスカバリーのプロセスがある。広範なディスカバリーを行うことは時間がかかり、そして高くつく。ディスカバリーはいくつかの形式をとる。一つは文書による質問書である。これは相手方が宣誓の下に答えなければならない文書による質問である。しかし、アメリカでは、ディスカバリーの最も重要な権利は、文書のディスカバリーを求める権利である。それは、隠している文書—弁護士が立証するために喉から手が出るほど欲しい文書—を提出させ、すべての内部メモ、手紙、覚書、その他ありとあらゆるもの、企業の事業記録、e-mail、コンピューターファイル一目に見えるものすべて—も含め、提出する法的義務を負わせる。企業秘密が含まれる場合、裁判所は干渉することもあるが、通例弁護士が秘密資料の保護命令を求める。保護命令はその情報にアクセスが与えられる個々の弁護士の誠実さに大きく依存している。

ディスカバリーの力は明らかに、訴訟の結果を変える。私の経験では、原告弁護士が訴訟を始める時、その最終弁論で展開する弁論と対比すれば、わずかな糸口をもつにすぎない。原告弁護士はディスカバリーを行ってから、最終弁論の内容を決定する。もちろん、ディスカバリーによって劇的な「動かぬ証拠」を得ることができる。数年前、バーモントで起こった訴訟が好例である。この訴訟は、巨大なアメリカの企業を相手取って、小規模の独立したゴミ収集会社

が提起したものである。この小規模の競争者は、格段に巨大なライバル会社に比べて、業績が悪く、事業の遂行がほとんどできなくなり、その巨大な競争者を相手取ってアメリカの独占禁止法違反と不正競争防止法に基づく損害賠償請求の両方を申し立て訴訟を起こした。最初、原告は敗者のように見えた。力もなく、技術もない小さい会社が、力も、技術もある競争者によって市場からじわじわと追いつめられていった。しかし、ディスカバリーのプロセスで、大企業の役員達が小さな競争相手について書いたメモが見つかった。このメモは、小さな会社が極めて高度な技術をもつ競争者であること示し、役員達が違法と知りつつ実際にその小さな会社を市場から排除する方策を決めた内容が書かれていた。彼らはその競争相手を始末する戦術を多く議論し、これには違法なものも含まれていた。役員の一人は、「獲れるものはなんでも獲れ。虫のようにひねりつぶせ。」と書いていた。そして、このメモは、ディスカバリーのプロセスで発見された。最終的に、その小さな競争者は、何百万ドルもの賠償額の評決を獲得し、アメリカ合衆国最高裁判所はそれを支持した。多くの人はこれが「虫のようにひねりつぶせ。」というメモを暴露したディスカバリーの権利がなければ決して起こらなかっただろうと思っている。

通例、ディスカバリーから得られるものは、「虫のようにひねりつぶせ」というメモほど劇的ではないが、効果は絶大である。獲得されそして提出されるものは本当に驚きものである。なぜなら、当事者は、自分に不利益な文書でさえも文書提出に進んで従うからである。もっとも不承不承であることもあるが。私は、何度もこうした経験をしてきた。私がかつて取り組んだ証券詐欺訴訟において、私が代理した原告は多くの点で不利であった。彼は、極めて投機的な事業の開始にあたり、莫大なお金を投資した。彼の投資がある役員によってそそのかされたものであるという主張は、全面的に否定された。彼の主張の一つは、彼の投資がほぼ同じ時期に投資した別の大きな投資と同じ条件に基づいて行われることを約束されたというものである。彼は、彼の共同投資者が同じ条件で同額を投資した事実を確認する文書のコピーを示された。しかし、訴訟を提起し、文書提出命令が出されてから、これとは全く異なる内容の共同投資者の契約が出てきただけでなく—それは共同投資者が格段に有利な条件で投資し、会社の不運から保護されるということを示すものであった—、被告が原告をそそのかすために見せた虚偽の文書を用意したことを見証する文書が提出された。そして次のような証言録取書を見る事になる。すなわち、ある役員の経営アシスタントである若い女性が彼女のボスから、いつ、どうやって虚偽の文書をつくることを指示されたかについて証言した記録である。もちろん、彼女はこうした詐欺行為に巻き込まれたことや、彼女が証言したことの重要性すらわかつていなかった。彼女は単にボスに指示された文書を用意しただけであった。しかし、この重要性は、裁判官と陪審員に見逃されることなく、事件は直ちに多額の和解金で解決した。

4、クラス訴訟

前述した二つの訴訟は、個人原告が提起した個人訴訟である。これに対し、アメリカの法律システムは、いまひとつ的主要な要素を持っている。それはクラス訴訟である。クラス訴訟は、個人のためだけでなく、クラスに属する全体の人のために提起される。クラスに属する人々の大半は訴訟が起こされていることさえ知らず、ましてやそれが自分達のためであるなどとは知りもしないのである。クラス訴訟により、個別請求では非経済的な少額請求が、何百万ドルの大量の請求に変わるのである。なぜなら数千人の請求が单一の「クラス訴訟」にまとめられる

からである。アメリカの裁判所は、クラス訴訟に持ち込む権利について極めて寛容であり、今日アメリカにおいて著しく大きな関心の的になっている。私は、こうしたクラス訴訟の被告側の弁護に立つことが多い。私は、2000年訴訟、時には単に「Y2K」訴訟として言及されているクラス訴訟において、その被告側の弁論を始めたばかりである。ごく最近までDOSやWINDOWSのオペレーティングシステムが組み込まれたほとんどのコンピュータープログラムは日付を表すアラビア数字を4桁ではなく2桁で使っていたことから、これらの訴訟が生じている。これはコンピューターのOSに組み込まれていたために生じる問題である。

この結果、2000年の1月1日に、これらのプログラムがあたかも1900年1月1日であるかのようにコンピューターが誤作動する可能性がある。たとえ、2000年の1月1日がまだ18ヶ月後だとしても、民事訴訟はすでに始まっている。私が担当している民事訴訟では、ソフトウェアのメーカーが、古い昔のソフトウェアプログラムの修理を要求された。そのような必要があるかどうか、特に何年間もきちんと作動していたコンピュータープログラムのためにメーカーが修理する必要があるか、そして修理することが実用的であるかどうかは、はなはだ疑問である。今日、誰もが比較的安く買えるより新しく、よりよいプログラムが存在する。ほとんどとは言わないが、多くの人は新しいプログラムにアップグレードしており、より新しいバージョンが作られるだろうから、2000年までにまだ古いものを使っている人は、ますいなくなるだろう。古いプログラムをまだ使っているかもしれないユーザーを見つける費用は莫大になる。そしてこれらのユーザーのうちの多くは、プログラムの日付機能を使わないので、この問題に対処するためのアップグレードは必要でないといってよいだろう。今日、これらのプログラムのための使用料は、50ドル未満で売られている。もし、訴訟で50ドルの回復額しか見込めないのなら、誰もそのような難しい民事訴訟を提起しないだろう。しかし、民事訴訟は何百万人もの購入者のためにクラス訴訟として提起されるので、原告の弁護士は喜び勇んで、勇猛果敢に訴訟を追行することになるだろう。

そして、恐らくこのような訴訟がこれからたくさん起ころう。2000年コンピューター問題の例として、給料明細書をもらえなくなったり、間違って計算された保険料を受け取ったり、クレジットカードが使えなくなったり、国中のエレベーターが突然誤作動を起こしたりするだろうといわれている。そしてこれらの問題を解決するために必要な修理費用一何十億ドルと見積もられる一は、誰がこれらのコストを負担するかについて争うことには費やされる法律コストに比べれば、非常に安くつく。だから裁判で争うよりも、実際に修理することに費やした方がましであると人々は考えるだろう。しかし、このような考えはアメリカの法律システムに組み込まれた経済的誘因を無視するものである。実際、アメリカ人がこの問題をどのように処理するかどうかを決定する際、裁判所が大きな役割を果たすことは明らかである。

5、懲罰的損害賠償

第五の要素は、懲罰的損害賠償を求める権利である。私の考えでは、これが一番大きな要素である。アメリカでは、現実の損害賠償のためだけでなく、懲罰的損害賠償を求めて訴えることができる。被告の行為が著しく正義に反し、害意があることを立証できる場合、被告を罰し将来そのような著しく正義に反する行為をやめさせるために巨額の賠償を科すものである。そして、被告が大きければ大きいほど懲罰裁定額は大きくすべきであり、理論的には抑止効果を

十分もつほど大きくなくてはならない。アメリカのシステムは、今日この難問に取り組んでいる。調査によると、懲罰的損害賠償の評決が出ることは少なく、そのことはたぶん本当だろうが、私は弁護士として以下の事実を明らかにできる。懲罰的損害賠償の可能性は、一般的に提訴及び和解に重要な影響を及ぼすという事実である。

アメリカにおいて、懲罰的損害賠償の評決が、いかに企業行動を实际上変えるかという実例もある。この最近の例の一つは、Grimshaw 対 Ford Motor Company の事件において見られる。

その訴訟は事故によって爆発し、炎上したフォードのピント（車種の名称）を運転していた若い女性の死によるものである。それは実際にディスカバリーと懲罰的損害賠償が組み合わさって、いかに劇的な結果を作り出すことができるかを示す興味深い例である。これは、偶然性がもたらした事件である。実のところ、原告弁護士は、どこから手をつけてよいのかわからなかった。車というのは通例、事故で爆発し燃えるはずがないというのが常識であるから。しかし、爆発や炎上というのは確かに起こりうるものであり、この車種でいくつかの実例がすでにあったのである。広範囲なディスカバリーを経て、原告はフォードの役員が故意にピント車一万が一事故が起きた場合でも燃えないようにつくったものに、粗悪品の部品をとりつけることを決定したというメモを見つかった。その部品は一台の車につき2ドルもかからないが、メモにはクラッシュして燃えた場合に起こる訴訟に応訴したり、訴訟で和解したりするよりもはるかにフォードにとってコスト安になると計算されていた。原告弁護士は、このメモを無垢な人々が悲惨な死に遭遇することをあえて許した冷淡な決定を示す証拠であるとして提出した。結果は、巨額の懲罰的損害賠償評決につながった。ただし後に減額された。しかし、もちろんより大事なことは、何百万ドルもの多額の懲罰的損害賠償の裁定を受けて、フォードはきちんととした部品を取り付けはじめ、またすでに販売したピント車すべてに無料で部品を交換することにしたという事実である。これはフォードに対する悪口ではなく、多くのすばらしい製品と多くのすばらしい従業員をもつ立派な会社であると誉めているのである。しかし、立派な会社でさえも、ディスカバリーで明るみに出たように、普通は行わないことでもやってしまうのである。そして、この事件やこれに類する事件の結果、アメリカでは大半の一流会社は、このような決定をすることはもはやない。ディスカバリーされてしまうと、後の祭りだから。

今ひとつ同じような例がある。確かに巨額の懲罰的損害賠償評決が出ることはほとんどない。一般に訴訟上の和解に関して懲罰的損害賠償請求が与える効果や企業の意思決定に関して訴訟過程が与える効果は、測り知ることができない効果である。私は、フォードが繰り返し同じ間違いを犯すだろうとは思わないが、もし繰り返すなら大きな犠牲を払うことになろう。マクドナルドに対する多額の懲罰的損害賠償評決の話を持ち出そう。一杯のコーヒーがこぼれて、お客様が火傷をした事件である。多くの人がばかりしていると考えたこの何百万ドルもの多額の懲罰的損害賠償は、結局100万ドル以下で和解になった。また、マクドナルドはその業務方針を変更した。企業の意思決定、及び民事訴訟の和解に影響を及ぼす、現実のそして潜在的懲罰的損害賠償の効果を測ることは極めて難しい。もちろん、懲罰的損害賠償は強力で、個人の訴訟当事者だけでなく多くの局面では企業集団や産業界も射程に入れた大きな効果をもつと言うことはできる。

最後に、私はアメリカで現在係属中のある訴訟について簡単に言及することで終わりにしたい。この訴訟において、前述した5つの要素は結合して我が国で最強の会社の一つであるたばこ会社に大きな影響を与えることになる。アメリカの裁判所において、たばこ会社が最近受けている苦難は、新聞報道で多大な感心をもたれている。しかしながら、多くの人々は、現在生じていることが突然の現象ではなく、特定の原告に幸運が舞い込んだわけでもないということを見失っている。原告弁護士は、成功の見込みがなくたばこ会社を相手取って訴訟を行っている。というのは、たばこ会社は極めて有利に訴訟を展開し、かつほとんど無制限の経済的リソースを使って防御することができるからである。

たばこ会社は初期の訴訟事件の多くで勝訴したが、一部は新しい訴訟が続いている。なぜなら、このような民事訴訟を持ち込む側には、経済的インセンティブが途方もなく強力だったからである。勝訴の見返りは巨額であり、だから原告弁護士は決してやめようとしたかった。そして本当に珍しく、興味深い展開があった。いくつかの州の司法長官として原告弁護士が加わった。私の州ではサンフランシスコの市と郡があらゆる主要なたばこ会社を訴え、サンフランシスコは有名な原告専門の弁護士事務所を全面成功報酬の取り決めで雇った。この訴訟の結果、たばこ会社は喫煙の中毒性と有害性を知りながらそれを隠してきたということ、及び州が公共の医療援助に支払わなければならなかった巨額の医療コストについてたばこ会社がそのコストを負担する責任があるということになったのである。これらの民事訴訟におけるディスカバリーにより、たばこ会社は不利益な文書を提出させられ、いくつかの訴訟で敗訴しはじめた。最近、たばこ会社は、懲罰的損害賠償評決さえ受けることになった。数十億ドルでの和解の可能性が議論されている。たばこ産業全体に経済的影響が及ぶだろう。

アメリカでは、一般的にこれは正しいことだと考えられている。アメリカ人は、喫煙がとても有害で、その証拠がたくさんあると思っている。喫煙をやめるべきで、喫煙から生じるコストはそれから利益を得る会社が負担するべきである。もちろん、公衆が一般に税金や医療コストの形で負担するのではなく、それに個人がこのようなコストを負担することはほとんどできないから。これらの訴訟の経緯は、長期に及び、訴訟追行が難しくそして費用がかかるが、ここ日本においても相当な興味を持たれるはずである。日本でも、たばこ会社に対する訴訟が始まっているときいている。

同じような現象は他の産業にも影響を及ぼしている。これらは、たとえば豊胸手術事件訴訟、ダルコン・シールド訴訟、アスベスト訴訟等である。これらの民事訴訟が存在する理由、そして次々と訴訟が現れる理由を理解するためには、それを形作る主要な要素を理解することが鍵になる。私がここで論じた5つの要素は、アメリカの訴訟システムを形成する最も強力なものであると考える。これらの要素が組み合わされば、実際、強力になる。そのシステムとそれを利用する人を非難する人もいるが、それがまた望ましい改革を導いてきたことを疑う人はいない。このシステムが芸術品か、もしくはいやらしいものかどうかは、見る人にかかっている。このシステムを形成する強大な要素から見れば、現在進められている重要な改革努力はほとんど行われていないといつても過言ではない。結果として、アメリカの法律システムは、アメリカの裁判所がこれから先何年間も企業の意思決定と経営の在り方に主要な影響を与え、ますます多くの争点を持ち出す民事訴訟を陸續と生み続けることは、ほぼ確実である。